鳥取市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取市雨水貯留タンク設置補助金（以下「補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「雨水貯留タンク」とは、建築物の屋根からの雨水を一時的に貯留し、かつ必要に応じて貯留した雨水を適切に排水することができる貯留槽及びその附属設備をいう。

（目的）

第３条　この補助金は、雨水貯留タンクを設置しようとする者に対して補助金を交付することにより、雨水の流出抑制及び有効利用を図り、流域治水の取組を推進することを目的とする。

（補助対象者等）

第４条　この要綱による補助金の対象者は、市内全域の建築物（戸建住宅、集合住宅、事業所等をいう。以下同じ。）に付随して雨水貯留タンクを設置し、自ら使用する者であって、次の各号をすべて満たす者とする。

(1) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けて設置した雨水貯留タンクが設置されていない建築物に、雨水貯留タンクを設置しようとする者であること。

(2) 借地又は借家等に係る建築物に雨水貯留タンクを設置する場合は、当該借地又は借家等の所有者の承諾を得ている者であること。

(3) 設置しようとする雨水貯留タンクが、鳥取市雨水貯留タンク設置基準の規定を満たすものであること。

(4) 市長が別に定める誓約書の記載事項を遵守する者であること。

(5) 補助金の交付申請を行う日の属する年度の１月末日までに、雨水貯留タンクの設置を完了する見込みであること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この補助金の交付を受けることができない。

(1) 国、地方公共団体又はこれに準ずる公団若しくは公社

(2) 販売を目的とした建築物に雨水貯留タンクを設置しようとする者

(3) 本市に納税義務のある市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税等）を滞納している者

(4) その他市長が不適当と認めた者

３　同一の建築物に対して、この補助金の交付は１回限りとし、申請１件につき雨水貯留タンク１基を交付対象とする。

（補助対象経費）

第５条　この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、雨水貯留タンクの購入にかかる費用及び雨水貯留タンクを設置するために必要な部材費や業者による設置施工費とする。ただし、第１１条に規定する消費税仕入控除税額、設置作業を自ら行うために使用する工具類（ドリル、ドライバー等）の購入費及び雨水貯留タンク設置に係る既存雨どいの補修に係る経費（鳥取市雨水貯留タンク設置基準の規定による。）は、補助対象経費から除く。

（補助金の算定等）

第６条　この補助金は、補助対象経費に３分の２を乗じて得た額（１，０００円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、限度額を４０，０００円とする。

２　補助対象経費の支払いに際しては、原則として、還元が生じるポイント（以下「ポイント等」という。）が付与される決済手段の利用又は当該ポイント等の充当（以下「ポイント利用等」という。）を行ってはならない。やむを得ずポイント等が付与される決済手段を利用した場合、又はポイント利用等をした場合は、当該ポイント等に相当する額が分かる支払明細書等を実績報告時に提出し、補助対象経費から当該ポイント等を控除して算定する。なお、ポイント等が不明確な場合、当該支払額の全部または一部を補助対象経費としないことがある。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水貯留タンクを購入する前に、規則第４条に規定する交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　鳥取市雨水貯留タンク設置補助金事業計画書（様式第１号）
(2)　鳥取市雨水貯留タンク設置補助金事業収支予算書（様式第２号）
(3)　設置予定場所の位置図
(4)　設置予定場所の平面図
(5)　雨水貯留タンク設置工事の施工計画図（雨どいとの接続状況を明示したもの。手書きの略図でも可。）
(6)　設置予定場所の写真
(7)　見積書（内容・数量・単価等の金額の内訳が明記されたものに限る。写し可。）

(8)　誓約書（様式第３号）
(9)　承諾書（様式第４号。雨水貯留タンクを設置する建築物等の所有者が申請者と異なる場合に限る。）
(10)　その他市長が必要と認める書類

（承認を要しない変更等）
第８条　規則第９条第１項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
(1)　事業内容の変更を伴う補助金の増額又は減額
(2)　その他事業の目的に特に影響を及ぼすと市長が認める変更

（着手届の提出）
第９条　補助金の交付に係る事業は、規則第１０条第１項第３号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（実績報告）
第１０条　規則第１２条第１項の規定による実績報告は、雨水貯留タンクの設置工事が完了した日から１４日以内又は当該年度の２月１５日のいずれか早い日（期限が閉庁日と重なる場合は翌開庁日とする。）までに、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
(1)　鳥取市雨水貯留タンク設置補助金事業実施報告書（様式第５号）
(2)　鳥取市雨水貯留タンク設置補助金事業収支決算書（様式第６号）
(3)　設置場所の位置図
(4)　設置場所の平面図
(5)　雨水貯留タンク設置完了後の写真（雨どいとの接続状況を写したものを含む。）
(6)　雨水貯留タンク購入及び設置の領収書（内容・数量・単価等の金額の内訳が明記されたものに限る。写し可。）
(7)　その他市長が必要と認める書類

（消費税仕入控除税額に係る取り扱い）
第１１条　補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。
２　申請者は、規則第４条の規定による交付申請及び規則第１２条の規定による実績報告において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額がある場合には、これを補助対象経費か

ら減額して申請及び報告すること。ただし、申請者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が５パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第３に掲げる法人及び同法第２条第１項第７号に規定する人格のない社団等）であるとき、又は交付申請時点及び実績報告時点において当該金額が明らかでない場合は、この限りでない。

３　市長は、前項ただし書の規定により消費税仕入控除税額を含む額で交付申請があったときは、消費税仕入控除税額を含む補助対象経費の額を基に算定した補助金の額の範囲内（ただし、４０，０００円を限度額とする。）で交付決定をすることができる。この場合においては、消費税仕入控除税額が明らかになった後速やかに、交付決定に係る本補助金の額から当該消費税仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

４　本補助金の交付を受ける者（以下「交付決定者」という。）は、実績報告後に、申告により消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税仕入控除税額等報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならない。

(1) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

５　市長は、規則第５条の規定により補助金の交付決定をする場合において、前各項の規定を遵守することを条件として付すものとする。

（財産の処分制限）

第１２条　規則第１６条ただし書の市長が定める期間は、７年間とする。

（管理義務等）

第１３条　交付決定者は、雨水貯留タンクを、当該補助に係る金銭の交付を受けた日の属する年度の翌年度から少なくとも７年間は、鳥取市雨水貯留タンク設置基準に規定する維持管理に則り適切に維持管理するとともに、第３条の目的に反した使用や、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。

２　雨水貯留タンクに不具合が生じた場合又は雨水貯留タンクに起因して第三者に損害等を与えた場合は、交付決定者の責任において対応するものとし、市はその責任を負わないものとする。

（立入検査）

第１４条　市長は、補助事業の適切な執行を確保するために、必要に応じて雨水貯留タンクの設置状況を現地において確認することができる。

（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、下水道部長

が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年７月２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年９月１日から施行する。